

議案第 8 号

飯能市の職員の管理職手当の特例に関する条例（案）

（飯能市職員の管理職手当に関する特例）

第 1 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、飯能市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員に対する同条例第 1 3 条の 2 に規定する管理職手当の支給に当たっては、当該手当の月額から、当該手当の月額に、職務の級が 8 級である職員にあつては 1 0 0 分の 7 を乗じて得た額、職務の級が 7 級である職員にあつては 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額、職務の級が 6 級である職員にあつては 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減ずる。

（飯能市企業職員の管理職手当に関する特例）

第 2 条 特例期間においては、前条の規定は、飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 3 号）の適用を受ける職員の管理職手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

飯能市長 新 井 重 治